



障害者自立支援法について




障害福祉サービス利用手続きQ & A



利用申請はどこに？

居住地の市町村に申請します。

* 別紙参照



居住地がないか不明の場合は
現住地になります。





障害福祉サービス利用手続きQ & A

申請する時は何が必要なの？

サービスの申し込み申請書

世帯状況・収入・資産等申告書

同意書（ に関するもの）

保険証

印鑑

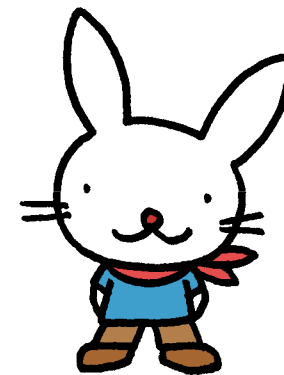
貯金通帳や年金が振り込まれている通帳のコピーなど

障害福祉サービス利用手続きQ & A

申請から支給決定までに何をしますか？

サービスの必要性を判断するために、障害認定区分を判定したり、サービスの利用意向を聞いたり、評価されます。

* 別紙参照



障害福祉サービス利用手続きQ & A

認定区分審査って何をするの？

障害認定区分の調査員が、訪問調査を行います。

（共通の106項目に関する調査）

また家族状況や現在利用しているサービスなどを聞き取る、概況調査も行います。



* 別紙参照



障害福祉サービス利用手続きQ & A

給付は何を基準に決定するの？

介護給付の場合

訪問調査の調査結果・主治医意見書を基に市町村審査会により判定されます。

訓練等給付の場合

訪問調査の後、本人の希望・サービスが適切かどうか判断した後決定します。



当法人関連サービス: 訓練等給付

共同生活援助（グループホーム）

就労し又は就労継続支援等の日中活動を利用して、知的障害者・精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活援助が必要なものに対して、

（１）家事等の日常生活支援

（２）日常生活における相談支援、日中活動に係る事業所等の関係機関との連絡調整を目的とした支援

当法人関連サービス：介護給付

共同生活介護（ケアホーム）

生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用して、知的障害者・精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とし、障害認定区分2以上であるものに対して、

（1）家事等の日常生活支援

（2）食事・入浴・排泄等の介護

（3）日常生活における相談支援、日中活動に係る事業所等の関係機関との連絡調整を目的とした支援



当法人関連サービス：介護給付

居宅介護（ホームヘルプ）

障害認定区分1（要支援程度）以上の障害者が、自宅で入浴・排泄・食事の介護等、サービス利用の実態に合わせた支援を目的。

判定結果

		区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	
	計	要介護 5	要介護 4	要介護 3	要介護 2	要介護 1	要支援	非該当
全障害者	1790	239	139	197	258	478	414	65
	100.0%	13.4%	7.8%	11.0%	14.4%	26.7%	23.1%	3.6%
身体障害者	600	170	69	57	70	110	105	19
	100.0%	28.3%	11.5%	9.5%	11.7%	18.3%	17.5%	3.2%
知的障害者	593	69	64	110	98	133	105	14
	100.0%	11.6%	10.8%	18.5%	16.5%	22.4%	17.7%	2.4%
精神障害者	597	0	6	30	90	235	204	32
	100.0%	0.0%	1.0%	5.0%	15.1%	39.4%	34.2%	5.4%

(参考)一次判定結果

	計	要介護 5	要介護 4	要介護 3	要介護 2	要介護 1	要支援	非該当
全障害者	1790	176	109	116	147	456	445	341
	100.0%	9.8%	6.1%	6.5%	8.2%	25.5%	24.9%	19.1%
身体障害者	600	135	78	59	47	130	75	76
	100.0%	22.5%	13.0%	9.8%	7.8%	21.7%	12.5%	12.7%
知的障害者	593	41	31	57	91	167	139	67
	100.0%	6.9%	5.2%	9.6%	15.3%	28.2%	23.4%	11.3%
精神障害者	597	0	0	0	9	159	231	198
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	26.6%	38.7%	33.2%



障害福祉サービス利用手続きQ & A

認定区分に不服がある時は？

都道府県の障害者介護給付等不服審査会に審査請求を申し出ることができます。

審査請求できる人：本人

請求の相手：都道府県知事

審査請求できる期日：文書または口頭で、処分を知った翌日から数えて60日以内

障害福祉サービス利用手続きQ & A

お金はどこに払えばいいの？

サービスを受けている事業所に翌月に支払います。



障害福祉サービス利用手続きQ & A

お金はどの位支払うの？

受けるサービス内容や回数、事業所の職員配置によって各サービスに報酬単価が決められています。*別紙参照

その単価に合わせ、利用したサービスの1割を支払います。ただし、収入等に応じて支払う月額限度額が決められています。





障害福祉サービス利用手続きQ & A

▶ 1割の自己負担額が払えない人は、サービスが受けられないの？

自己負担が難しい方には、さまざまな自己負担額の軽減措置が設けられ、サービスが必要な方が利用できないことはない仕組みが作られています。



個別減免対象者

- 入所施設・グループホームの利用者
- 出身世帯と世帯分離をしている（住民票が利用している施設になっている）
- 本人名義の預貯金などが350万円以下
- 不動産をもっていない
- 社会通念上不適切を考えられる資産を保有していない（市町村の判断）

サービスごとにみると・・・

グループホームを利用している方なら・・・

定率負担については・・・

① 原則は定率10%負担ですが、どの方でも負担が増え過ぎないように、**上限額を設定するとともに、所得の低い方にはより低い上限を設定します。**

- ・生活保護世帯の方なら、0円
- ・市町村民税非課税世帯で障害基礎年金2級(月6.6万円)のみ受給の方なら、15,000円
- ・市町村民税非課税世帯の方なら、24,600円
- ・市町村民税課税世帯の方なら、37,200円

② **資産・収入の少ない方には、上限額をさらに引き下げます。**

- 収入が6.6万円までは、定率負担は0円です。
- 収入が6.6万円を超えても、**超えた収入の半分を上限額とします。**
→ 障害基礎年金2級(6.6万円)以外に収入が2万円ある場合なら、 $2万円 \times 1/2 = 1万円$ が上限額に。
- さらに、超えた収入が年金や工賃等の収入であれば、**収入の15%を上限とします。**
→ 障害基礎年金1級(8.3万円)を受給している場合なら、2,100円が上限額に。
 $83,000円 - 66,000円 - 3,000円 = 14,000円$ $14,000円 \times 0.15 = 2,100円$ (15%とする(ほか、3千円分を控除します。))

通所サービスの食費負担については・・・

○ **食費を全額負担しなくてもよいよう、食費の3分の2を免除**(一月あたり5,100円(月22日利用の場合))します。



障害福祉サービス利用手続きQ & A

どのくらいサービス利用したかなど相談にのってくれる人はいますか？

各事業所に必ずサービス管理責任者などとよばれる職員がいて、一人一人の利用量などを管理してくれます。

まとめ

相談支援事業者や職員によく相談し、自分がしたいこととその為に必要なサービスを見直し、しっかり目的を持ったプランを立てましょう。

